平成２４年（再ロ）第１７号

大阪府高槻市塚原４丁目46番１―601号

再生債務者　福元　　猛

1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年５月９日まで

4　一般異議申述期間　平成24年５月14日から平成24年５月28日まで

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第３号

栃木県下野市笹原247番地４

再生債務者　大越　　広

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年３月26日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年４月27日まで

平成24年４月６日

宇都宮地方裁判所栃木支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第３号

千葉県匝瑳市椿1656番地14

再生債務者　小川　東洋

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年３月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年４月10日

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（再ロ）第６号

松江市八雲町平原352番地３

再生債務者　石原　俊子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年４月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年４月10日　　松江地方裁判所民事部

平成２３年（再ロ）第１６号

札幌市豊平区月寒西３条６丁目１番10―309号

再生債務者　鈴木てるみ

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年４月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年４月11日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再ロ）第１７号

札幌市中央区南15条西６丁目２番２号　メディック伊藤A

再生債務者　起田　啓二

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年２月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年４月12日

札幌地方裁判所民事第４部

農林水産省共済組合定款の一部変更について

農林水産省共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。

平成 24 年３月 30 日

農林水産省共済組合代表者
農林水産大臣　鹿野　道彦

第29条第１項の表中「$\frac{5.18}{1,000}$」を「$\frac{5.70}{1,000}$」に、「$\frac{10.36}{1,000}$」を「$\frac{11.40}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{5.18}{1,000}$」を「$\frac{5.70}{1,000}$」に改める。

附　則

1　この変更は、平成24年４月１日から施行する。

2　変更後の第29条第１項及び第２項の規定は、平成24年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を継承して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、付記甲の最終貸借対照表は平成二十四年三月二十三日付官報（号外第六十五号）一五二頁に開示してあり、乙は計算書類の公告義務があり ません。

平成二十四年四月二十日

埼玉県上尾市富士見二丁目一番二五号

（甲）株式会社フレンドステージ

代表取締役社長　安野　　清

埼玉県上尾市富士見二丁目一番二五号

（乙）有限会社日本リゾートワール

代表取締役社長　安野　　清

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を継承して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は、平成二十四年三月二十一日付官報八十八頁（号外第六十二号）、乙の最終貸借対照表の要旨は、平成二十九月二十一日付官報九十一頁（号外第二〇二十三五号）に、それぞれ公告しております。

平成二十四年四月二十日

東京都港区三田一丁目四番二八号

（甲）矢崎電線株式会社

代表取締役　矢崎　信二

東京都港区三田一丁目四番二八号

（乙）矢崎資源株式会社

代表取締役　矢崎　信二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を継承して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十四年六月一日であり、この株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項甲の基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成二十四年四月十九日に終了し、乙の議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）平成二十四年三月二十一日付官報八十八頁

（号外第六十二号）

（乙）平成二十三年九月二十一日付官報九十五頁

（号外第二〇五号）

平成二十四年四月二十日

東京都港区三田一丁目四番二八号

代表取締役　矢崎電線株式会社

矢崎　信二

（甲）掲載紙　官報

掲載貸借の日付　平成二十三年六月八日

掲載頁　九十六頁（号外第一二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載貸借の日付　平成二十三年六月八日

掲載頁　九十五頁（号外第一二号）

平成二十四年四月二十日

東京都品川区東品川四丁目一〇番一号

（甲）株式会社コナミスポーツ&ライフ

代表取締役　田中　富美子

東京都品川区東品川四丁目一〇番一号

（乙）コンピュネルネス株式会社

代表取締役　田中　富美子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を継承して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載貸借の日付　平成二十四年七月五日

掲載頁　外第七十九号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

平成二十四年四月二十日

大阪市西区北堀江二丁目三番二五号

（甲）株式会社ＧＯＬＤ

代表取締役　ａｇｅｎｃｙ

東京都品川区東五反田二丁目二八番二〇号

（乙）株式会社ＥＣＯ―ＲＯＯＴＳ

代表取締役　宮本　修治

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により矢崎総業株式会社（乙、住所東京都港区三田一丁目四番二八号）に業務に関して有する権利義務を承継するとともにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）平成二十四年三月二十一日付官報八十八頁

（号外第六十二号）

（乙）平成二十三年九月二十一日付官報九十五頁

（号外第二〇五号）

平成二十四年四月二十日

東京都港区三田一丁目四番二八号

代表取締役　矢崎電線株式会社

矢崎　信二

（甲）掲載紙　官報

掲載貸借の日付　平成二十三年六月八日

掲載頁　九十六頁（号外第一二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載貸借の日付　平成二十三年六月八日

掲載頁　九十五頁（号外第一二号）

平成二十四年四月二十日

東京都品川区東品川四丁目一〇番一号

（甲）株式会社コナミスポーツ&ライフ

代表取締役　田中　富美子

東京都品川区東品川四丁目一〇番一号

（乙）コンピュネルネス株式会社

代表取締役　田中　富美子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を継承して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載貸借の日付　平成二十四年七月五日

掲載頁　外第七十九号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

平成二十四年四月二十日

大阪市西区北堀江二丁目三番二五号

（甲）株式会社ＧＯＬＤ

代表取締役　ａｇｅｎｃｙ

東京都品川区東五反田二丁目二八番二〇号

（乙）株式会社ＥＣＯ―ＲＯＯＴＳ

代表取締役　宮本　修治

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により矢崎総業株式会社（乙、住所東京都港区三田一丁目四番二八号）に業務に関して有する権利義務を承継するとともにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）平成二十四年三月二十一日付官報八十八頁

（号外第六十二号）

（乙）平成二十三年九月二十一日付官報九十五頁

（号外第二〇五号）

平成二十四年四月二十日

東京都港区三田一丁目四番二八号

代表取締役　矢崎電線株式会社

矢崎　信二